

第41回三重県屋外広告物審議会

平成29年2月6日（月） 14:00～15:30

報告事項 1

第40回三重県屋外広告物審議会議案の手続き状況

三重県屋外広告物条例の概要

- **禁止地域（条例第3条）**

屋外広告物の掲出が認められていない地域。

ただし、条例の適用除外とされている屋外広告物は掲出可能。

- **許可地域（条例第5条）**

屋外広告物の掲出に許可を必要とする地域。

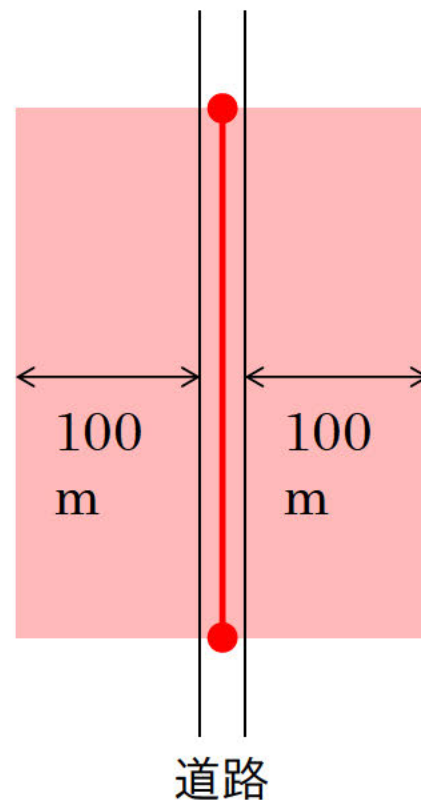
面積や高さ等の基準を満たさなければならない。

県内の禁止地域を除いた全ての区域が許可地域。

報告事項 1

条例における禁止地域の規定について

- 条例第3条第1項第5号 ●—●
道路及び鉄道で知事が指定する区間を禁止地域としている。
(以下、「禁止区間」という)
- 条例第3条第1項第6号 ■
禁止区間の両側100メートル以内の区域（一部区間は500メートル）を禁止区域として指定している。

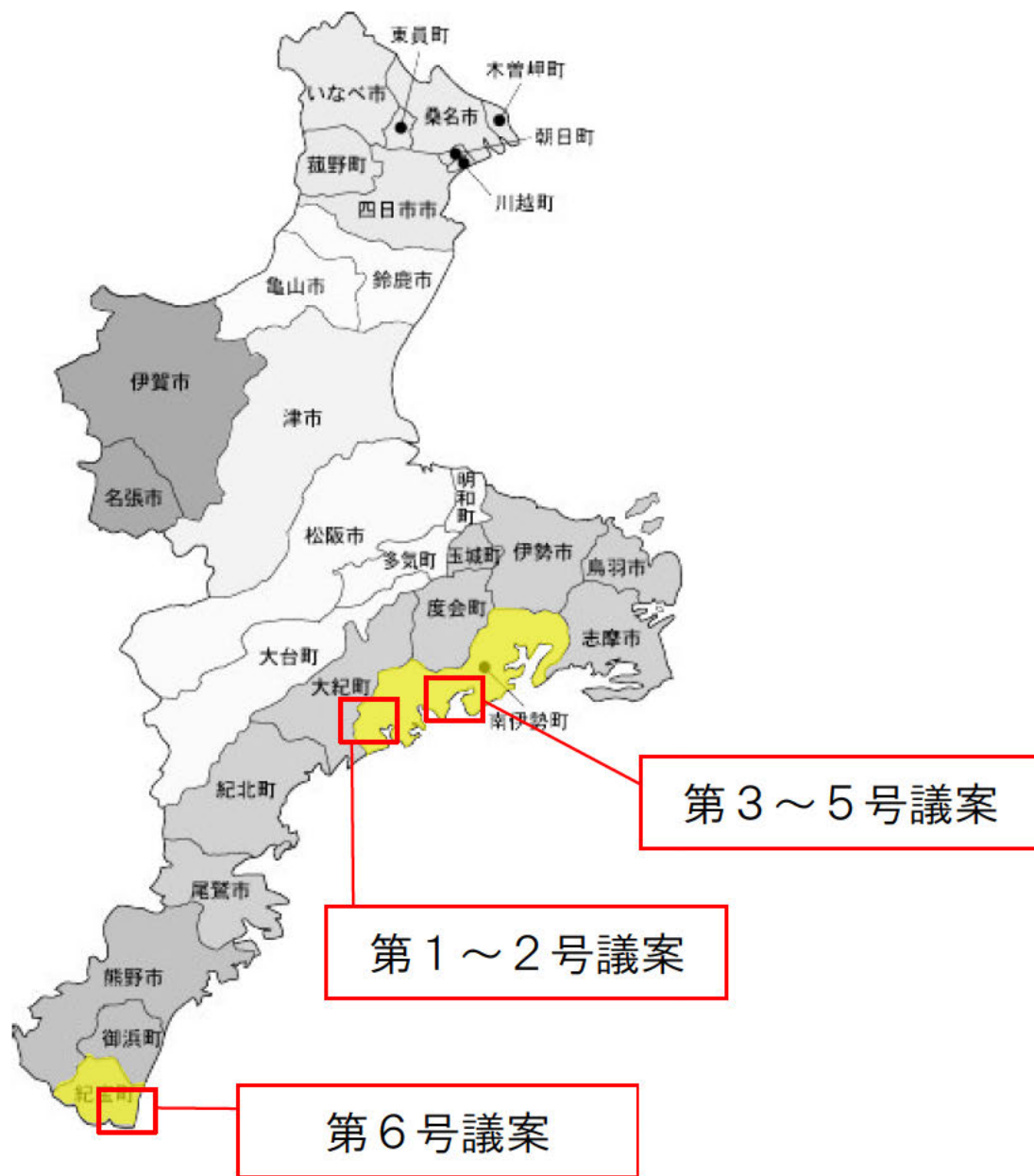


報告事項 1

第40回三重県屋外広告物審議会議案の手続き状況

番号	事項	状況
1	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による <u>区間の指定</u> 及び第6号の規定による <u>区域の指定</u> （一般国道260号：南伊勢町）	平成28年4月1日 施行 (平成28年3月8日告示)
2	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による <u>区間の変更</u> 及び第6号の規定による <u>区域の変更</u> （一般国道260号：南伊勢町）	
3	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による <u>区間の指定</u> 及び第6号の規定による <u>区域の指定</u> （一般国道260号：南伊勢町）	
4	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による <u>区間の変更</u> 及び第6号の規定による <u>区域の変更</u> （町道東宮道方線（旧 一般国道260号）：南伊勢町）	
5	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による <u>区間の変更</u> 及び第6号の規定による <u>区域の変更</u> （町道東宮道方線（旧 一般国道260号）及び一般国道260号：南伊勢町）	
6	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による <u>区間の指定</u> 及び第6号の規定による <u>区域の指定</u> （一般国道42号：紀宝町）	




報告事項 1



報告事項 1 (第1号議案～第2号議案)

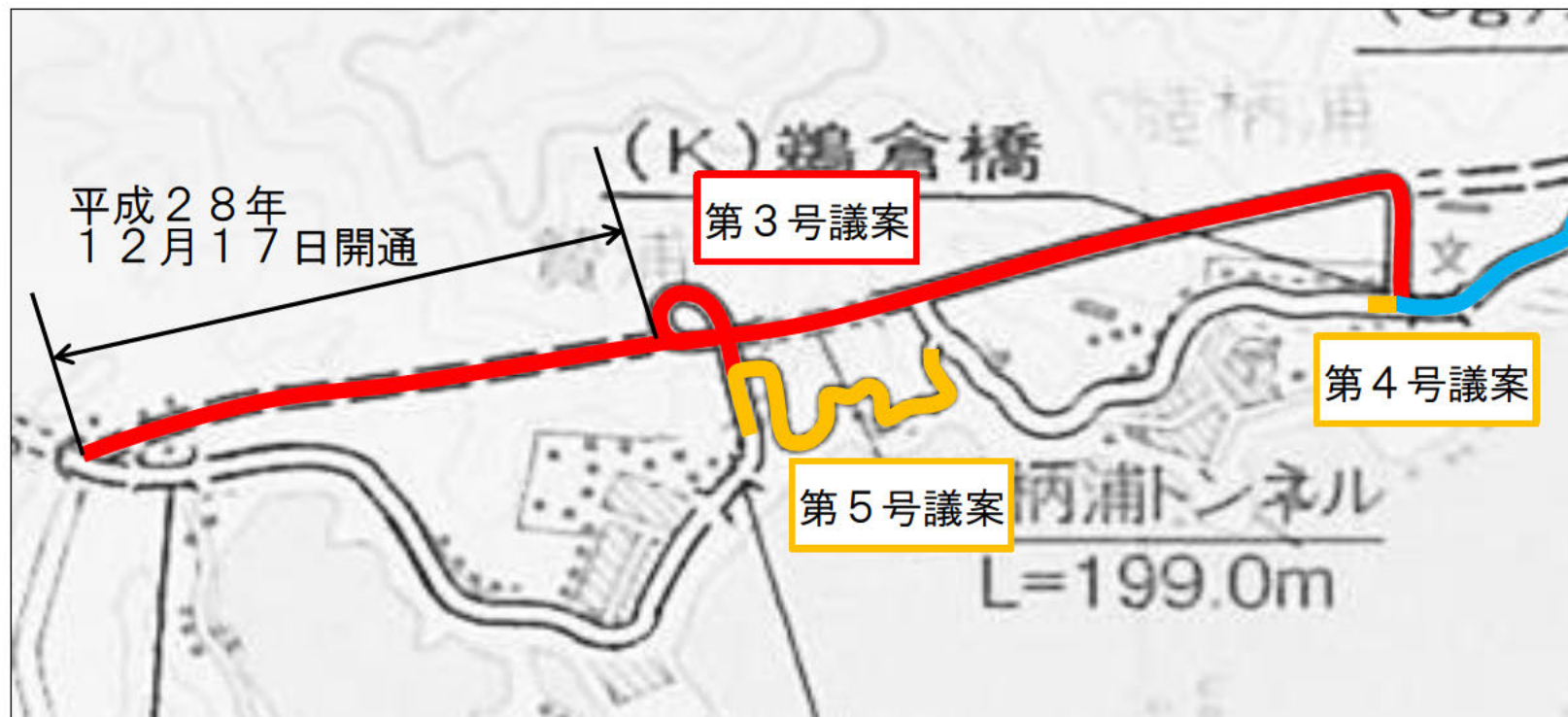
【指定及び解除を行った区間について】



-  以前から禁止区間として指定されていた区間
-  新たに禁止区間として指定した区間
-  禁止区間の指定の解除を行った区間

報告事項 1 (第3号議案～第5号議案)

【指定及び解除を行った区間について】



- 以前から禁止区間として指定されていた区間
- 新たに禁止区間として指定した区間
- 禁止区間の指定の解除を行った区間

報告事項 1 (第6号議案)



新たに禁止地域として指定した区間

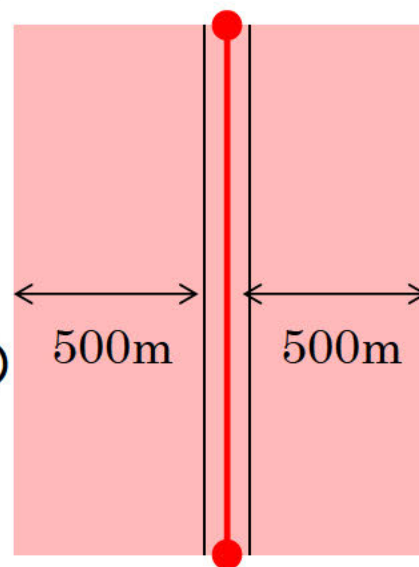
報告事項 2

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号に規定する
高速道路及び自動車専用道路の開通について

報告事項 2

条例における禁止地域の規定について

- 条例第3条第1項第5号 ●—●
高速自動車国道及び自動車専用道路の
全区間を禁止地域としている。
(以下、「禁止区間」という)
- 条例第3条第1項第6号 ■
高速自動車国道及び自動車専用道路の
両側500メートルを禁止区域として
指定している。



高速自動車国道、
自動車専用道路

報告事項 2

平成28年8月11日開通

- ・ 新名神高速道路 4 k m
(四日市JCT～新四日市JCT)
- ・ 東海環状自動車道 1 k m
(新四日市JCT～東員IC)

- 新たに開通し、
禁止地域になった区間
- 以前から禁止地域であった区間



報告事項 2



報告事項 3

ネーミングライツ対象施設の拡大について

三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）

取組期間：
平成28年度～平成31年度

＜基本的な考え方＞

本県の財政状況は、より一層深刻な状況にありますが、このような中であっても、広域自治を担う本県は、人口減少対策、防災・減災、地域医療体制の確保などの喫緊の課題や、福祉、教育、雇用、産業振興等の多様な行政ニーズに引き続き応えていく責務と役割があります。

今後、将来にわたってこの責務と役割を果たしていくためには、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な行財政運営を維持していくことが不可欠です。

このため、今後は、これまでの取組に加え、**より一層の歳入確保**や、財政の硬直化を招いている経常的支出について、その構造的見直しに着手することとし、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な財政運営の確立に向けて取組を進めます。

歳入＜見直しの方向性＞



（４）その他の歳入確保策の推進

これまでも県発行印刷物やホームページ等への広告掲載、県有施設へのネーミングライツ等取組を進めてきたところですが、今後も、あらゆる方策を積極的に検討・推進し、より一層の歳入確保に努めます。

【ネーミングライツ対象施設の拡大】

ネーミングライツについては、県有施設や県内自治体の施設への導入が広がってきた状況を踏まえ、改めて全庁的に対象施設の洗い出しを行うとともに、他県の取組等を参考に対象施設の拡大や募集方法の見直しを進めます。

【具体的取組】（平成29年から実施）

- ① 県有施設へのネーミングライツ導入可能性調査の実施
- ② 対象施設や募集方式など基本方針の見直しと導入促進のためのインセンティブの仕組みづくり
- ③ 見直し後の基本方針に基づき新たな施設にネーミングライツを導入

ネーミングライツ対象施設の拡大について

「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」

【現行】

- ・ 県有施設のうち多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる施設。
- ⇒ 集客施設を主な対象としていた。

【参考：現在の導入状況】

- ・ 三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿（県営鈴鹿スポーツガーデン）
- ・ 三重交通Gスポーツの杜 伊勢（県営総合競技場）

【見直し予定】

- ・ 県有施設のうち広告効果が見込まれる施設。
- ⇒ ・ 対象施設のさらなる拡大に向けた導入可能性調査を実施
- ・ 県管理の歩道橋、都市公園等を対象に加える方向

ネーミングライツ対象施設の拡大について

【屋外広告物条例上の取扱について】

- ・ 公共施設はその敷地も含め、禁止地域となっているが、ネーミングライツ導入により、公共施設の愛称として施設名称が変更された場合、その愛称の表示については、「公共目的広告物」として扱い、掲示が可能。
- ・ 歩道橋は禁止物件であり「公共目的広告物」であっても掲示不可であるが、「〇〇（愛称）歩道橋」などの表示は、道路情報の一部（道路情報管理施設）であり、「法令の規定により表示する広告物」として扱うことから、掲示が可能。
- ・ ネーミングライツによって名称表示した場合でも、企業のロゴマーク、キャラクター等は「一般広告物」に該当するため、公共施設等の禁止地域・禁止物件への掲示は不可。

【参考】

●県条例第三条（禁止地域）

第一項

次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

七 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園（以下略）

十三 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他の建造物で、国又は地方公共団体が設置したもの及びその敷地（国又は地方公共団体以外の者が設置した建造物及びその敷地で知事が指定するものを含む。）

●県条例第六条（適用除外）

第一項

次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、前三条（※）の規定は、適用しない。

一 法令の規定により表示する広告物又は掲出物件

※第三条で禁止地域、第四条で禁止物件への掲示を制限し、第五条で許可地域において屋外広告物を掲出する際には知事の許可が必要であることを明記。

第三項

次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条及び第五条の規定は、適用しない。

九 国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体が、公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件

報告事項 4

「屋外広告物条例ガイドライン（案）」の改正について

屋外広告物の安全対策の取組について

○札幌市の看板落下事故

平成27年2月15日、飲食店ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下。歩行中の女性1名の頭部にあたり、重体。



<事故後の当面の対応>

○屋外広告物の安全対策について、自治体・業界団体に通知を発出

「屋外広告物による公衆に対する危害の防止について」H27年2月17日公園緑地・景観課長通知

○屋外広告物の所有者向けの安全管理ガイドブックの策定（平成27年9月）

・国、自治体、業界団体、有識者による検討委員会を設置し、広告物の所有者等向けに、日常管理の留意事項や日常点検のチェックポイント等を取りまとめ、周知。

○官民連携によるパトロール等の推進

・自治体担当者や広告物事業者などが合同で、危険な広告物などのパトロールや撤去等を重点的に実施する取組を全国各地で推進。



<「屋外広告物条例ガイドライン（案）」の改正等>

・平成28年4月及び11月、国において、有識者等の検討委員会による検討を踏まえ、屋外広告物の所有者等による点検促進などを内容とする「屋外広告物条例ガイドライン（案）」を改正し、各自治体に通知。

・上記ガイドラインと併せて、(一社)日本屋外広告業団体連合会、(公社)日本サイン協会、(一社)サインの森の3団体が共同で、屋外広告物の統一的な点検基準等を策定し、事業者へ周知。

「屋外広告物ガイドライン（案）」改正のポイント

- (1) 屋外広告物の所有者又は占有者についても、表示者、設置者、管理者と同様に、当該屋外広告物の補修、除却、その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを追記。
- (2) 広告物の所有者等※は、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者に、当該屋外広告物の本体及び接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。
- (3) 広告物の所有者等は、許可の更新等の申請を行う場合に、(2)の点検結果を都道府県知事に提出するものとする旨の規定を追加。

※所有者等・・・所有者、占有者、表示者、設置者、管理者

①所有者又は占有者による管理義務の追加

(1)屋外広告物の所有者又は占有者についても、表示者、設置者、管理者と同様に、当該屋外広告物の補修、除却、その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明記。

【改正前】

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。

【改正後】

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。

【所有者又は占有者の規定が追加された理由】

民法第717条で、工作物による損害が生じた場合、所有者又は占有者に賠償責任があると明記されており、これに対応する必要性から追加された。

【参考】

●民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

【参考】

●県条例第十五条（管理義務）

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

●県条例二十七条の五（広告主の責務）

広告主は、（中略）良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことのないように、広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※用語の意味

「所有者等」

- ・所有者：広告物又は掲出物件自体の持ち主 例：ビル（看板）の持ち主
- ・占有者：広告物又は掲出物件に広告を掲出する者
例：ビル（看板）に広告物を掲出している者
- ・表示者：広告物又は掲出物件に広告を自ら表示する者、又は広告物又は掲出物件を表示することを決定し、屋外広告業者などに委託することにより広告物を表示しようとする、いわゆる「広告主」
- ・設置者：広告物又は掲出物件を自ら設置する者、又は他人の依頼を受けて又は他人のために広告物又は掲出物件を設置した「屋外広告業者」
- ・管理者：表示した広告物又は掲出物件を自ら管理する者、又は他人の依頼を受けて、又は他人のために広告物又は掲出物件を管理する者

【県条例上の規定】

- ・広告主：屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件の管理を委託する者

②, ③ 「広告物の所有者等」による点検規定の追加

- (2) 広告物の所有者等は、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者に、当該屋外広告物の本体及び接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。
- (3) 広告物の所有者等は、許可の更新等の申請を行う場合に、(2)の点検結果を都道府県知事に提出しなければならない旨の規定を追加。

【その他これと同等以上の知識を有する者】

- ・ 改正の趣旨としては、技術的な知識を持った者が点検を行うことが望ましい。
- ・ 平成28年12月から屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検技能講習の修了者は該当。
- ・ 地域の実情（県下の屋外広告士の人数や、自治体独自の講習会の内容等）を勘案し、自治体が発実施する講習会修了者等を加えることも可能。

②, ③ 「広告物の所有者等」による点検規定の追加

- (2) 広告物の所有者等は、**屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者**に、当該屋外広告物の本体及び接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を**点検させなければならない**旨の規定を追加。
- (3) 広告物の所有者等は、許可の更新等の申請を行う場合に、(2)の点検結果を都道府県知事に提出しなければならない旨の規定を追加。

【これまでの県の取組について】

- ・ 許可を要する屋外広告物のうち表示面積が1 m²以上のものについて、更新許可時に**自己点検報告を義務付け**ている。(県条例第11条、同条例施行規則第9条)
- ・ 平成28年4月より、「屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書」の点検項目の記載内容の充実とともに、新たに点検後の広告物の写真の添付を義務付けている。
- ・ 点検者及び管理者の資格要件については、定めていない。

【参考】 県条例第十一条(点検義務)

更新許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ倒壊又は落下の恐れの有無その他安全性等を点検の上、規則で定めるところによりその結果を知事に報告しなければならない。

「屋外広告物ガイドライン（案）」の改正を受けて 今後の検討課題

今回の改正を受けて、三重県においても今後、条例及び規則の改正に取り組んでいくこととする。

- 点検の実施時期（許可更新時のみではなく、許可時も含めるか）
- 報告義務対象となる屋外広告物の範囲（表示面積のみでなく、高さも要件とするか）
- 点検者の資格要件（屋外広告士と点検技能講習者に加え、どの資格取得者を要件とするか）
- 点検項目および点検方法（屋外広告物技術基準に準じて、どこまで定めるか）

上記等について、事業者団体、国の動き、他の都道府県の改正状況を参考に検討していく必要がある。

報告事項 5

「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」
の策定について

国立公園満喫プロジェクトについて

明日の日本を支える観光ビジョン（H28年3月策定）

訪日外国人旅行者数に関する新たな目標として、
2020年に約2倍となる4,000万人を目指す。
国立公園は、10本の柱の一つに位置づけ。

国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは8箇所国立公園で「国立公園ステップアッププログラム2020」を策定し、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施

※2015年の訪日外国人の国立公園利用者数は430万人

⇒ 2020年までに1000万人に！

伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020

コンセプトと基本方針

【コンセプト】

悠久の歴史を刻む伊勢神宮
人々の営みと自然が織りなす里山里海



【基本方針】

伊勢志摩地域の人々が、国立公園に住むことに意義と誇りを持ち、自発的に魅力ある公園づくりを推進していく

- 視点1：上質な展望環境及び快適な利用環境の整備
- 視点2：観光資源の磨き上げによるストーリー性を持った質の高い自然体験等の提供
- 視点3：人々の営みと自然が織りなす優れた景観の保全

数値目標 訪日外国人利用者数
3.3万人（2015年）⇒ 10万人（2020年）

取組方針

A) アクセスルートに係る取組

取組① アクセス道の環境整備

駅や港などの主要交通拠点やビューポイント（重点取組地域）等の利用拠点を結び、**アクセスルートの景観改善、主要交通拠点の機能向上、交通アクセスの充実**等を推進する。

B) ビューポイントを中心とした取組

取組② 多様な主体によるサービスの提供

伊勢志摩国立公園は民有地が9.6%を超えるため、民間団体等と連携しながら、**ツアー・プログラムの開発**など、多様なサービスの提供を推進する。

取組③ まちなみ等の景観改善

展望地からの自然景観や、まちなみの景観を阻害する施設や広告物について、**景観計画等により景観改善を図る**とともに、**地域住民による環境保全活動**を促進する。

取組④ インバウンド対応のための施設整備等

外国人観光客が国立公園を快適に利用できるよう、**標識等の多言語化、施設のユニバーサルデザイン化を、ビューポイントを中心に促進する**。

取組⑤ 人材育成

地域住民が国立公園に住んでいることに意義と誇りが持てるよう、**地域住民を対象にした啓発活動**や、**地域資源を活用する活動団体、ガイドを育成する**。

C) 国立公園全体のプロモーション等に係る取組

取組⑥ 国立公園への誘導・プロモーション

ファミトリップの活用やMICEの誘致など、効果的・効率的なプロモーションを図る。

具体的な取組

取組① アクセス道の環境整備

- ◆主要交通拠点で伊勢志摩国立公園の自然等の情報を展示・解説し、公園の利用を促進する【三重県・各市町（H29～H32）】
- ◆タクシー、バス（コミュニティバス）、レンタカー、レンタサイクル等二次交通の検討を進める【交通事業者等（H29～32）】



二次交通の整備

取組② 多様な主体によるサービスの提供

- ◆伊勢志摩エコツーリズム推進協議会を設置する【三重県、伊勢志摩観光コンベンション機構、エコツーリズム活動団体（H29～H32）】
- ◆景観をじっくり味わうために、横山園地にカフェ等の飲食を提供する施設を設置する【環境省・志摩市（H29～H32）】



自然体験活動

取組③ まちなみ等の景観改善

- ◆三重県景観計画、各市町景観計画等に基づき、まちなみ景観の保全を図る【三重県、各市町（H29～H32）】
- ◆貴重な自然環境を有する地域において、住民参加によるナショナルトラスト等を含めた具体的な保全方法の検討を進める【三重県、各市町、地域住民（H29～H32）】



統一されたまちなみ

取組④ インバウンド対応のための施設整備等

- ◆バリアフリーに向けた観光関連の取組を支援する【三重県、各市町（H29～H32）】
- ◆利用施設のユニバーサルデザイン化を促進する【三重県、各市町（H29～H32）】



バリアフリー観光

取組⑤ 人材育成

- ◆訪日外国人利用者対応のためのおもてなし人材の育成を図る【三重県（H29～H32）】
- ◆自然体験活動に係るインストラクターやガイド等の人材育成支援の充実を図る【三重県（H29～H31）】



学生会
「あばばい」

取組⑥ 国立公園への誘導・プロモーション

- ◆国際会議MICE誘致に向け、地域のユニークベニューの情報を整理し、連携体制の構築、機運醸成を図る【観光事業者、三重県、伊勢志摩観光コンベンション機構等（H29～H31）】
- ◆提供したいサービスのターゲットごとに在日外国人をファミトリップで誘致し、サービスのヒアリングを行うとともに、参加者に情報を発信してもらう【伊勢志摩観光コンベンション機構、各市町（H29～H32）】

効果検証

伊勢志摩国立公園地域協議会において、国立公園別訪日外国人実利用者数推計値により検証、評価を行い、改善点について見直しを行う。

屋外広告物に関する取り組み

- 取組① アクセス道の環境整備
 - ・ 主要交通拠点や各利用拠点を結ぶアクセスルート沿線において、景観を阻害する違反広告物の適正化等を図るとともに、抑止に向けた屋外広告物条例の周知や規制区域の見直しを図る。

- 取組③ まちなみ等の景観改善
 - ・ 展望地（ビューポイント）からの展望や、まちなみの景観を阻害する違反広告物に対して、適正化等を図るとともに、抑止に向けた屋外広告物条例の周知や規制区域の見直しを図る。



- 凡例**
- 主要交通拠点
 - ピューポイント
 - 経由地点
- アクセスルート**
- 交通凡例
- 鉄道
 - 徒歩
 - 車
 - 航路

